

平成29年第3回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 9 月 5 日（火曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年 9 月14日午前 9 時00分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	平成29年 9 月14日午前10時15分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 11名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
	6 番		友 田 国 弘 君	7 番		中 山 昭 和 君
	地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君	副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
		教 育 長	中 島 安 行 君	会 計 管 理 者	寺 田 美 由 妃 君	
		管 理 統 括 監	西 立 也 君	政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
		総 務 課 長	中 島 泰 広 君	財 政 企 画 課 長	井 上 新 吾 君	
		税 務 課 長	中 山 昇 洋 君	住 民 福 祉 課 長	加 納 晴 美 君	
		保 健 介 護 課 長	山 口 善 正 君	産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
		ま ち づ くり 課 長	松 本 恵 一 君	生 活 環 境 課 長	脇 山 典 久 君	
		教 育 課 長	中 村 大 輔 君			
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長		脇 山 和 彦	議 会 事 務 局 係 長		熊 本 秀 樹

平成29年第3回玄海町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年9月14日 午前10時開議

- 日程1 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第53号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程2 議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第59号 平成28年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第60号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程3 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程4 議案第63号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程5 議案第64号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について
- 日程6 所管事務の調査報告について

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

町長から町政功労者の表彰を行いたいとの申し出がっておりますので、ここで町長の挨拶の後、直ちに表彰に移りたいと思います。

○町長（岸本英雄君）

皆さんおはようございます。このたび、各議員さん方は今月29日をもって任期満了を迎えられるわけですが、長期にわたる御活躍、そして、町政に対し御尽力をいただきまして、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

平成29年玄海町議会第3回定例会も、本日、この本会議をもちまして閉会の運びとなるわけでございます。この後、24日には町議会議員選挙が行われることになっております。議員の皆様方には今期限りで御勇退される方、また、再度立候補され、再選を目指される方、双方おいでになるわけですが、長きにわたって町勢発展と町民福祉の向上のため、多大な御尽力を賜り、また、それぞれの分野で町政推進に御指導、御鞭撻賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回、御勇退される藤浦皓議員さん、古舘義純副議長さん、脇山奉文議員さん、山口定議員さんには、どうか御健勝でお過ごしの上、折に触れ、玄海町発展のため、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。

また、再度立候補される皆様には、見事はえある当選を勝ち取られ、再びこの議会で御活躍なさいますことを心からお祈りを申し上げる次第でございます。

それでは、今期で2期8年以上お務めになりました10名の議員の皆様方に、町表彰条例に基づきまして、表彰を行わせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○総務課長（中島泰広君）

それでは、自席からではございますが、私のほうからお一人ずつお名前をお呼びいたします。演壇の中央のほうへお進みいただきたいと思います。

なお、表彰日につきましては、任期満了日の翌日の30日といたしております。

また、記念品につきましては、あらかじめ議席の横にお配りさせていただいておりますので、御了承方お願いします。

それでは、表彰者のお名前を御紹介いたします。

まず、藤浦皓議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

藤 浦 皓 殿

あなたは28年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、文教厚生常任委員会副委員長、予算特別委員会副委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、岩下孝嗣議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

岩 下 孝 嗣 殿

あなたは24年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、議長、原子力対策特別委員会委員長、予算特別委員会委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、上田利治議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

上 田 利 治 殿

あなたは20年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、議長、産業常任委員会委員長、総務常任委員会委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、古舘義純議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

古 舘 義 純 殿

あなたは16年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、副議長、産業建設常任委員会委員長、予算特別委員会委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、中山昭和議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

中 山 昭 和 殿

あなたは16年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、予算特別委員会委員長、原子力対策特別委員会委員長、総務常任委員会副委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、友田国弘議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

友 田 国 弘 殿

あなたは16年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、決算特別委員会委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、脇山伸太郎議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

脇 山 伸太郎 殿

あなたは16年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、産業建設常任委

員会委員長、総務常任委員会委員長、議会運営委員会委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、池田道夫議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

池 田 道 夫 殿

あなたは12年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、決算特別委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、脇山奉文議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

脇 山 奉 文 殿

あなたは8年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、文教厚生常任委員会委員長、決算特別委員会委員長、教育環境調査特別委員会委員長の要職を歴任され、地

方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

続きまして、山口定議員さん。

○町長（岸本英雄君）

表 彰 状

山 口 定 殿

あなたは8年の長きにわたり町議会議員として町政に参画され、その間、文教厚生常任委員会副委員長の要職を歴任され、地方自治の進展と町勢の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。

よって、本町表彰条例の規定に基づき、功労者名簿に登録し、ここに表彰します。

平成29年 9 月30日

玄 海 町

(拍手)

○総務課長（中島泰広君）

以上でございます。

○議長（上田利治君）

以上で表彰を終わります。

本定例会に執行部から追加議案が2件送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によっ

て御了承方お願いいたします。

日程 1 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）

議案第53号 平成29年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成29年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 平成29年度玄海町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（上田利治君）

日程 1. 議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月5日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

予算特別委員長、中山昭和君。

○予算特別委員長（中山昭和君）

御報告いたします。

9月5日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの以上5件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 平成29年度玄海町一般会計補正予算（第5号）から議案第56号 平成29年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの以上5件については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 平成28年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 平成28年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成28年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（上田利治君）

日程2. 議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長、池田道夫君。

○決算特別委員長（池田道夫君）

御報告いたします。

9月5日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました議案第58号 平成28

年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決及び認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号 平成28年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号 平成28年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上5件については、原案のとおり可決及び認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程3 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

決算特別委員長、池田道夫君。

○決算特別委員長（池田道夫君）

御報告いたします。

9月5日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定については、慎重審議の結果、賛成多数をもって認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第57号 平成28年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立多数と認めます。よって、本件は原案のとおり認定することに決定されました。

日程 4 議案第63号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 4. 議案第63号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第63号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

指定管理者が玄海海上温泉パレアの管理を行う期間を現行の3年から3年以内に改めるも

のとして、また、休館日について、町長の承認を得て指定管理者が定めることができるようにするため、本条例を改正するものでございます。

2 ページをごらんください。

新旧対照表により説明をいたします。

第5条中「3年間」とあるものを「3年以内」に改めるものでございます。これは現行では指定管理者の管理の期間が指定の日から起算して3年間に限定しておりますが、その期間を3年以内であっても管理することができるよう改正するものでございます。

第7条につきましては、休館日に関する規定でございます。

まず、第1項ですが、パレアは町長が特に必要と認めるときを除き休館しないとしていたものを、町長の承認を得て指定管理者が定めるよう改正するものでございます。

次に、第2項ですが、第1項で定めた休館日について特別な理由があると認めるときは、町長の承認を得て変更することができるよう改正するものでございます。

最後に、1 ページをごらんください。

附則で施行日を規定しております。この条例は、平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

まずは第5条の「指定の日から起算して3年間とする。」を「指定の日から起算して3年以内とする。」というのは、今現在の指定管理者が9月いっぱいやめる、それにおいて指定を取り消すということで、大体の任期は平成30年3月31日まででしたよね。そのころを想定して3年以内とされるわけですか、それとも、その先はどのように考えておられるんでしょうか。今、10月1日から起算して3年以内ということは、4月にまたがって平成30年度もそのまま3年以内でやられるのか、その考えは。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回は、9月30日でこれまでの指定管理を解除して、10月1日から新たに指定管理者を定めようということで、この条例改正を提案させていただいております。今回は10月1日から来年3月31日までの期間を想定した形でこの条例案を出させていただいております、平成30年4月1日から再度新たに指定管理の指定をさせていただこうと思っておりますので、半年間の指定ということになる。そのようなときにもこの条例で対応できるように、今回改正するものでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

ということは、一応、平成30年3月31日までの期間、今度の指定管理者、次の議案第64号に出ておりますが、この共立メンテナンスですか、その会社を半年間だけ指定管理者として指定するということですか。

そうした場合、指定管理料は年間で決めておりましたよね。月払いでということではなかったですね。支払いは月払いでしていると思いますが、その取り扱いはどうなりましょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

条例上は一括でということにしておりましたけれども、指定管理者とは協議をして、月払いで実はお支払いをしておったわけでございます。その中で、現時点では、まだ9月分をお支払いいたしておりませんので、9月分を支払うと、残り10月からの指定管理料は残っておりますので、そのまま残りの指定管理料を次の指定管理者に譲り渡すというような——その表現がちょっと私、明確にわかりませんが、そのような形で指定管理料についても半年分は本年度予算の残りの半年分をそちらへ回すということで、今、私どもお話をし、そのように決めさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

現在の指定管理者のログポート、それと、10月1日からの指定管理者を予定している共立

メンテナンス、双方ともに話し合いがついているということですね。指定管理料は今まで月々支払っていた。そこで、一番従業員の方が不安に思っておられるのは、給料の遅配がある。そしたら、9月分もまだ支払いをしていないわけですね。そうすれば、その指定管理料は優先的に給料の遅配分に充てられて、ほかの未払い分の支払いも充てられる、直接ログポートの手には渡らないということで理解していいですか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

現在のパレアの指定管理者のログポートの社員の皆様の給料に関しましては、現在のところのおくれはございませんが、9月分につきましては、私どもから今月の実績で指定管理料をお支払いしますので、その分は給料として確実に、今月の売り上げもございますが、払っていただきまして、当然その残りにつきましても、業者の皆様への支払いに充てていただくことでログポートには確約をちゃんといただいております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

今回は3年間というのを3年以内ということ、事情がありましてそういうふうになっておりますが、例えば、これまで3業者さんほどが指定管理者制度を受けて、以前の2業者さんはきちんと3年間、契約をされているわけですね。私たちも例えば携帯電話を買えば、2年間の縛りがあれば2年間は我慢してというか、使うわけです。ただ、この3年以内となると、そういった縛りという意識がなくなりますので、今後、担当課と指定管理者とその業績等とか、急に言われても、また次の指定管理者を探すのに困るわけですね。そういったところでちゃんとした連携がきちんとできるように今後は図らないと、以前3年間であれば、もう心配なくて3年間近くなれば契約更新ということができたでしょうけれども、縛りがないと、ちょっとそこら辺がルーズというか、ゆたっとなるところがあると思うので、その点についてはどんなふうに考えられていますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

今回、3年以内と、このように条例改正をお願いしておるところでございますが、今回のような事案の場合もございますが、原則として私どもとしては、パレアの指定管理にしましては3年間を想定しておるところでございますが、その点にしましては募集時点で3年間の指定管理をお願いしますということで募集もかけますし、なおかつ協定につきましても、3年という期間を設けまして契約をいたしますし、議会の皆様方にも議決をいただきますときにはその期間で指定管理をということでお願いいたしますので、それについては保証ができるものだと思っております。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

わかりました。保証できるというものの、こういった事情、いろんなことが考えられて、途中でまたやめられるという状況も発生する可能性はありますね。それに対しての罰則規定、そういったものを全く今回もうたわれていないし、以前の条例の中にもそういった規定はないんですかね、どんなですかね。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

募集にしましては3年間ということで募集をし、契約するわけですが、違約金とか賠償にしましては、これまでの反省も生かしながら、協定の中でしっかりとうたい込んで契約をしてまいりたいと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

ログポートは今月いっぱい終わるという話ですが、後任の――後任といいますか、次のパレアに携わっていただく会社、それは議案第64号がありますけど、当然、今月いっぱい終われば、後ができないと町民の皆さんに迷惑をかける部分が多々あるかと思います。ですが、今までパレアの補助金じゃなかった、あれは何ですかね、委託料ですか。（「指定管理料」と呼ぶ者あり）指定管理料、34,000千円か32,000千円かはっきり覚えていませんが、出してありましたけど、その分の支払いというのは、新しい契約者と契約された場合、今まで

の流れのままいかれるんでしょうか、新たにされるんでしょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど岩下議員さんに御答弁を申し上げたとおりでございますが、指定管理料の額というのは消費税込みの32,400千円でございます。これが半年分でございますから、月払いで払っておりましたので、指定管理料の残額、消費税込みの16,200千円で新たな指定管理者の指定管理料として、今回、半年間の締結を予定いたしているところでございます。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

現在の残りの分で、そのままで3月いっぱいまではやるということですね。これは議案第64号で聞かないといかんかもしれませんが、新しい共立メンテナンスですか、ここ——まだ決まっていませんから。今からですね。じゃ、後から。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

第7条で質問いたします。

第7条に今までは「パレアは、休館しない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、休館することができる。」とあるのを「パレアの休館日は、町長の承認を得て指定管理者が定める。」と変更になりますが、これは定休日設けるという意味ですか、それとも、月に何回かは休むという意味なのか。同じ承認を得てですけど、わざわざこういうふうに変えるのは、定休日設けるのかなというふうに読み取れるんですが。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回、こういうことで指定管理者の関係の全国的なというか、西日本地区についても、大分調査をさせていただきました。玄海町の指定管理者、温浴施設の場合は、本当に365日、

1日も休まずに営業するというものでうたっておりましたけれども、よそを見てみますと、やはり衛生管理上、それから、施設の安全上、少なくとも休館日を入れるべきだということで、365日丸々1年間営業しているところというのは本当に数えるぐらいしかございません。ほとんどないと言って構わないと思います。そういったことに私どもも気づきましたので、今回、せっかくこういう形で条例を改正するというものですから、定期的になるのか、それとも、本当に不定期的に休館するのか、明確に決めているわけではありませんけれども、玄海町としては月1回ぐらいの割で休館日を入れさせていただければありがたいということで、今回、条例改正、休館日の項目を入れさせていただいたところでございます。御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

衛生管理上、安全上、休みが必要だ、それも月1回ぐらいはということですね。その場合、この第2項で「必要があると認めるときは、町長の承認を得て」、それと今度は改正案は「特別な理由があると認めるときは」、これはどういう違いがありますか。必要なときと特別な場合。

それと、お客の動向ですね、福岡方面からのお客さんが多いんですが、ある程度決めておかないというと、わざわざ来たのに休館だったということもありますよね。そういうときの対応の仕方はどのように考えておられますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

まず、前段の町長の承認を得てと特別な理由がある場合の休館日の内容につきましては、特別な理由がある場合は、例えば、急遽、施設に何か激甚の被害が出たとか、風水害で使えなくなったとか、そういう理由があるときに限って、第2項ではそのような状況を想定して、特別な理由がある場合ということで、それと、第1項のほうの休館日は「町長の承認を得て指定管理者が定める。」とありますが、こちらに関しましては、運営の中で双方、町と指定管理者と協議しながら、先ほどから申しておりますように、例えば、定期的に施設のメンテナンスを1カ月に1回ですとか2カ月に1回ですとか、そこはこれからパレアの運営委員会

もございますので、そういった中でも、どういう状況で設けていくのがいいのかというのを検討しながらですね、今すぐそれを導入するという形ではございませんが、将来にわたっては多分、必要になるのであろうというところで今回このような形で想定をさせておるところでございます。

また、福岡方面の、要するに町内の方には休館の連絡というのは、例えば、1週間前でも10日前でも連絡が比較的届きやすいかと思いますが、外から来られるお客様に関しましては、例えば、休館しますということがなかなか不定期ですと、せっかく来ていただいてもお風呂に入っていただけないという事例も想定されますので、そういう意味も考えまして、定期的に、例えばではございますが、毎月第1月曜日は休館日ですというふうな形を設けておれば、外のお客様にも御迷惑をかけることなく、うちのパレアを利用していただけるかなと思ひまして、今回このような条文を入れさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

急なアクシデントがあった場合に、パレアの指定管理者の判断でできるということですね。そして、遠来のお客さんの場合は、もう定休日設けるということですね、月に1回。基本的にはそういうことで、今から話し合いを詰めるというふうに理解していいですか。

それと、次はもう一点ですね。浴場の天井の改装、改修を予定していますよね。それは今年度にする予定だったと思いますが、この際と言ってはなんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

本年度の、まず済みません、浴場の改修工事でございますが、現在、設計監理を発注してございまして、その工期が10月の前半まででございますので、その成工を見まして、それから工事の発注になりますので、少なくとも今年度後半までには施工する予定でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号 玄海海上温泉パレアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第64号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第64号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第64号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

玄海海上温泉パレアの管理運営について、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者として次の者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称につきましては、玄海海上温泉パレアでございます。

指定管理者の名称等につきましては、福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目26-29、九勸博多ビル2階、株式会社共立メンテナンスPKP事業本部九州支店、支店長、林義啓氏でございます。

指定の期間につきましては、平成29年10月1日から平成30年3月31日までといたしております。

提案理由といたしましては、玄海海上温泉パレアの指定管理者が平成29年9月30日をもって指定取り消しとなるため、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により選定した団体を指定管理者に指定するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

10月1日から平成30年3月31日まで半年間の指定管理者を決めるということですけど、今回、こういう事態になって、緊急に公募したと思うんですけど、前回は4回の公募でようやく見つかった。町長は今回、非常についていたですね、こういう応募者があらわれて。

そこで、一応確認をしておきますけど、これは正式な手續を踏まれたのか。何日間公募して、何日ぐらい間を置いてといいますか、期間を置いてしたのか、その辺は一応、尋ねだけですけど、その辺の手續はどうでしたか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町が設置をします公の施設の管理に係る指定管理者の選定につきましては、今、岩下議員おっしゃっていただいたように、本来であれば、玄海町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定によって、公募により行うこととされておるわけですが、今回の事案につきましては、10月1日からの営業開始に向けて、時間的な余裕がございませんでしたので、緊急を要するということから、同条例第2条第2項第2号により、公募によらず、株式会社共立メンテナンスを候補者として選定いたしましたところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

条例で定めている中で、条例の違反はなかったということですね。

そうした場合は、3月31日まで、次の公募をされるのは、いつごろからして、どのような仕方をされるんでしょうかね。今までだったら、大体12月の定例会ぐらいで選定していまし

たよね。ということは、もう10月ごろは公募に出していたんじゃないかと思うんですけど。

それと、今回、町内の業者もそういう希望があったというふうにも聞いているんですけど、その辺の扱いもあわせて、どのようにやられるつもりか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海海上温泉パレアの次期3年間、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの指定管理者の募集につきましては、実は現在、募集要項の配付を行っているところでございます。9月25日から9月29日までの5日間を申請書受け付け期間といたしております。現在のところ、株式会社共立メンテナンスを含め、4者ほどからお問い合わせをいただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

今のは町長、平成30年4月1日からの指定管理者に対して9月25日から9月29日までに受け付けを——9月25日はまだなっていませんよね。その中で、もう既に4者が来ている。何か矛盾していませんか、日付と受け付けと。25日から受け付けして、きょうは14日でもう申し込みが来ている、これはどういう意味ですか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

現在は募集要項とか申請書の様式等々を配付しているような状況で、業者からそれについての問い合わせをいただいているところで、申請書はまだ1件も、正式な受け付けは9月25日からとなっていますので、申請書の受け付けはそれからということになります。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

この共立メンテナンス、きょう、机の上にパンフレットがあったので、会社の沿革はわかりましたし、たくさんのいろんな事業を展開されているみたいですので、会社としては一部

上場でもありますし、心配することはないと思います。

ただ、今回受けるに当たって、現在、玄海町の人の従業員さんがいらっしゃるわけですね。今回、このログポートからこちらのほうに指定管理者がかわった場合、現在働いている方をそのまま採用していただきたいと思いますし、協議会するときにもそんなふうに言っておりましたし、いろいろ従業員さんの話を聞くと、もう給料も遅配されていたし、入るかどうかわからんからやめたというような話もあっておりました。今回の共立メンテナンスさんは従業員——従業員さんもノウハウを持った人が要るわけですね。ここが入って、全く新しい人を入れたら、また、ちょっとてんやわんやするところがあると思います。そういった面はどんなふうに話をされておりますか。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

現在のパレアの従業員の皆様についてでございますが、この株式会社共立メンテナンスが指定管理者との御認定をいただけた場合は、現在のログポートの従業員の皆様につきましても、そのまま株式会社共立メンテナンスのほうで転籍で受け入れをしてくださるということで、そこについては御了解をいただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

大事な地元の方々の働く場でもあるし、雇用場でもありますので、そこら辺はスムーズにやっていただきたいと思います。

それから、西洋フード・コンパスグループは、もともと45,000千円ぐらいあった指定管理料をだんだん下げていって、できるだけ金額も下げて三千数百万円でやっていくということだったんですけれども、それでも難しくなって、何回更新されたかちょっと覚えていませんけれども、やはり撤退されたわけですね。そのことを考えると、今後の指定管理料、実際、このログポートさんの今回撤退に関しては、それとはまた若干違うかもしれませんが、同様のことがあってもいけませんので、やはりそこら辺はもう少し精査して、きちんと——余分に出す必要はないと思います。だけど、これだけの指定管理料はきちんとやはり必要かなというところは行政として精査しておかなければならないと思いますが、その点についてはど

んなふうになりますか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これも先ほど岩下議員さんにお答えをしたとおりなんですが、これまでの指定管理委託料というのは32,400千円で、現在、残りの16,200千円で今回指定管理の協定締結をしたいというふうに思っておりますが、しかしながら、新指定管理者におかれては、やはりログポートさんの経営不振による撤退後の業務を引き継ぐことから、今後の営業活動には困難をきわめることも容易に推測できますし、通常であれば、一時閉館も余儀なくされる状況の中で、可及的速やかに営業活動を開始していただくことから、本町としましても、一定の配慮は必要だというふうには思っておりまして、今後の損益等の状況によっては、ある程度の予算措置を含めて、今現在、協議を進めているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

ということは、もう少しまた指定管理料を一時的にふやすということも、この3月31日までであるということで理解したらいいんですね。

それから、今度また平成30年4月1日から更新になるときに、そこら辺もまたきちんと精査したところで指定管理料も変更する可能性があるということでもみなしていいですね。

ただ、やはり私たちとしては町の歳出をできるだけ抑えてほしいと思っておりますので、法外な値上げをする必要はありませんが、そこら辺の精査はきちんとされないと、また同じように途中でやめられるということも、今回はちょっと違う原因かもしれませんが、何期もされると思っていた西洋フード・コンパスグループさんもそのような状況ですので、そこら辺はきちんとやっぱりされるべきだと思っています。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員さんが御心配になった点についても十分に協議を進めさせていただいておりますし、今回、ここで議会の承認をいただきましたならば、ぜひそういった、これまでの指

定管理委託料の金額をふやすことを前提に議論するのではなくて、いかに減らしていくかということで議論をしたいというふうに思っておりますし、向こうの方、担当の方がおっしゃるには、この状況だともう少し、ひょっとしたら安い管理料で済むかもしれませんよというありがたい言葉もいただいております。

ただ、それはやはり半年間の期間の状況にもよりますので、そういう意味では、しっかりとした協議をこの共立メンテナンスさんとさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

脇山伸太郎君。

○5番（脇山伸太郎君）

これは共立メンテナンスさんにの要望ですが、パンフレットを見ると、ビジネスホテルとカリゾートホテルも全国に展開されていますし、公共の宿、温泉施設等も全国に48カ所あるとかありますので、できるだけですね、よそから観光、また、福祉目的でもいいですけど、そういった方が来られるような宣伝とか、そういった対応もしていただくように要望していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○10番（岩下孝嗣君）

再々度ですけど、確認をしておきます。

3月31日までは現在の指定管理料でいくんですよね。その変更がちょっとあるかもしれないというふうにさっきの町長の答弁では聞こえたんですけど、それはないんですね。そして、4月1日から新たな指定管理をする場合は、高くなるか安くなるかは別として、その見直しは当然新しい指定管理者になればあるわけですよね。

そうしたときに、西洋フード・コンパスグループ、世界でも有数の会社だったのが撤退した。ということは、いろんな事業想定を示すことができなかった、されなかったという点もありますよね。今回も一部上場会社で非常に期待をしますが、その辺もあわせて交渉してほしいというふうに思います。さっきの町長の答弁で、今の指定管理料より安くできるかもしれませんと相手が言ったといいますけど、それは安受け合いだと思いますよね。何が幾ら

要るのかということも今まで運営委員会でも示されたことがなかったですよ。総合的な数字だけが出てきて、小さい動きはどうだったのかということは、ずっと全くこの10年間なかったわけですよ。だから、その辺と、それと売る商品、今の風呂とレストラン、それにわずかな物販ですね、それだけ売って、今1億円ぐらいの売り上げですよ、あの施設で。だから、売る商品がふえてくるのか、同時にお客が来なければ、ふえなければ、幾ら物も売っても売れなければ何もなりませんから、その辺の提案もあるだろうと思いますし、新たに来年4月1日から管理者を選ぶ場合は、その辺の提案、地元の業者も参加する希望があるというふうに聞いておりますので、またいろいろ考えられるでしょうけど、そういうところも考え合わせて次の段階につなげていかれたらと思っております。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これも今、岩下議員さんおっしゃっていただいたとおりかと思っておりますが、先ほど答弁しましたように、やはり非常にこういう緊急の状況の中で、この共立メンテナンスさんに対しては一定の配慮は必要だというふうには思っております。今後、そういった意味での損益等の状況によっては、ある程度の予算措置を含めて協議を進めていきたいというふうには思っておりますので、そのとおりの状況で、確かに減る可能性は十分にありますねとは言われましたけれども、減る可能性がありますねということが想定できるということは、実は逆にそれに失敗したら、ふえることも十分に考えられるというふうに受け取るべきかなと私どもも受け取ってはおります。

ただ、指定管理料が大きく動くようなことのないように、何せパレアの指定管理料は45,000千円から始まっておりますので、そこが今32,400千円までは下がったという実績としては残っておりますので、その分についても十分に今後、指定管理者と協議をしながら、作業として進めていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

今、指定管理料について、岩下議員、脇山議員のほうから質問がございましたけれども、私は指定管理者が管理料を決める基準としましては、やはりその運営の会計をはっきりと

管理すれば、管理料はおのずから決まってくるんじゃないかならうかと思っておりますので、例えば、玄海園、今度指定するパレアの共立メンテナンスさんについても会計のほうをはっきりのぞけるようなシステムをつくっていただければ、この基準もおのずから決まってくるだろうと思っておりますので、その辺の会計監査を町のほうでしていただけるようになればいいんじゃないかならうかと思っておりますけど、今現在は両方とも玄海園さんもパレアさんも年間売り上げ報告をいただいておりますけれども、果たして、正しいだろうと思っておりますけれども、もっとそこを突っ込んで町のほうで監査をすれば、もっともっといろいろな売り上げに對しても、いい知恵が浮かんでくるだろうと思っておりますので、そこら辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（上田利治君）

加納住民福祉課長。

○住民福祉課長（加納晴美君）

今回、指定の議案をお願いしておりますこの株式会社共立メンテナンスの会社につきましては、先ほど脇山議員さんも言われましたように、一部上場のかかなり大きな、しっかりした会社でございまして、当然、会社の経理に関しては非常にシビアで、的確に数字の把握もなさっているような状況で、御提案をいただいた折にも、実際、ログポートさんから出されました実績報告等々をちょっと見せていろいろ御相談、御提案をいただいたところでございますが、その折にも、やはり分析、私どものほうのですね、それは大変申しわけございませんが、その紙だけで今までよしとしていたものではかなり不足であろうという御指摘をいただいたところでございます。

そういう意味も含めまして、今回の指定管理者に御指定いただけましたら、この会社におきましては、経営状況、パレアの実際の経営診断といいますか、そういったところまでを御提案いただけるということで私どももいただいておりますので、今後、双方協議しながら、もう少し具体的に数字を詰めながら、来年度の指定管理に向けて生かしていきたいと思っております。なおかつ、来年度の公募のですね、今現在の指定管理の公募の金額に関しましては、これまでと同様の、税抜きですが、30,000千円という指定管理料で現在は募集をかけている状況でございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

今、課長さんの答弁では、いろいろと提案をしていただくというお話でございますけれども、やはり町長はいつも仮屋湾、また、パレアを中心に観光の町にしたいという町長の思いがございます。いつも思うんですけれども、私、よそから来られたお客さんがおいしい魚を食べられるお店を紹介してくださいということをよく尋ねられますけれども、じゃ、そのパレアに行ってください、果たしてそこを私たちは推薦できるだろうか。やはり地元には非常にそのお魚を食べたいという人がほとんどだと思いますので、そういう料理を核にして、向こうの会社からの提案じゃなくて、地元が何を食べたいか、お客さんが食べたいかというのは、やはり担当のほうでどんどん申し出をする必要があるんじゃないかなろうかと思っております。やはり行ったら、うどんがおいしいとか、低価格で食べられる食べ物、またちょっとお金を出せばおいしい魚を食べられるというのはどんどん担当のほうから提案していいんじゃないかなろうかと思っております。何もこの会社から提案するばかりじゃなくて、そういう話し合いの中では、地元にあったいろいろな料理があるだろうと思いますので、その辺のところも含めて、ぜひみんなが集まる、海上温泉パレアにですね、そういうのにやっていただきたい、運営していただきたいと要望しておきます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

新しい指定管理者ができて、早く見つかってよかったなとは思っております。半年間という期間ですが。これはいいんですが、今の指定管理者の方ですね。結局、経営難といいますか、そういった面での途中交代になっていると思いますが、負債あたりが残っているんじゃないかなろうかと思っておりますが、その負債に対する、町として肩がわりをするとか、そういったことはあるんでしょうか、ないんでしょうか、確認のためにお聞きします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

有限会社ログポートさんの未払い分ということで、実際には一定の金額は残っております。ですけれども、これは指定管理者というよりも、民と民の契約をされた取引なので、私どもが介入できる余地がないというのが現状でございます。それで、有限会社ログポートに

は誠実、それから確実に対応するように確約書というものはいただいております。町においても、引き続きログポートに対して、誠心誠意の対応をされるように引き続き対応、指導を
してまいりたいというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

じゃ、町としては、肩がわりといいですか、現金の持ち出しのようなことはないというふう
に理解しておっていいですかね。——わかりました。

○議長（上田利治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号 玄海海上温泉パレアに係る指定管理者の指定については、原案のとおり決す
るに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程６ 所管事務の調査報告について

○議長（上田利治君）

日程６．所管事務の調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から報告書が提出されてお
ります。

お手元に報告書を配付しておりますので、御了承方お願いいたします。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成29年第3回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員